

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、建築工事の大工として、平成○年○月からA所在の会社B（以下「会社」という。）より住宅のリフォームの仕事を受けていた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、木造2階建住宅外改修部壁貼防水塗装仕上げ工事中に高さ2mの足場から足を滑らせ地面に落下して、右踵骨を骨折した（以下「本件傷病」という。）。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者には該当しないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人が、労災保険法上の労働者であると認められか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、会社の社長から連絡を受け、現場で社長と工程の打合せをしていたこと、会社の管理担当者が1週間に1回は現場を見に来ていたこと、勤務時間は午前8時から午後5時までとして作業に従事していたこと、日給制による賃金を受け取っていたこと等を根拠として、労災保険法上の労働者であったと主張している。

(2) そこで、請求人が同法上の労働者であるといえるか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経過等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条にいう労働者と同義であると解される。

イ 労働基準法上の労働者に該当するか否かについては、(ア)使用者の指揮監督下で就労しているか否か、(イ)報酬に労務対償性が認められるか否か等当該労働の実態に即して判断するとされているところ、当審査会においても、この考え方に則して判断することが妥当であると思料する。

ウ 請求人は、要旨、「①社長から頼まれた仕事が無理であれば断ることはできた。②仕事は社長と相談しながら進めるものの、社長から指揮命令を受けていたとは思っていない。③日々の作業時間、休憩時間及び休日等は会社が決めたわけではなく、請求人本人の判断で決めており、現場作業が終われば早く帰ることもあった。④請求人本人の判断で社長に連絡して補助者を使用したことがあった。」と述べているところ、社長及び常務も、請求人と同旨を述べている。

上記請求人の申述からすると、当審査会としても、①請求人は、会社からの仕事の依頼等に対する諾否の自由を有していると認められ、②業務の内容

及び遂行方法に対する指揮命令の有無についても、会社側からの指示は、通常、業務を委託する注文者が行う程度の指示等にとどまっていることから、指揮監督を受けていたとは認められず、③勤務場所及び勤務時間が指定され管理されていることは、一般的に指揮監督関係の基本的要素であるが、本件において場所が指定されている理由は、作業場所の特定にすぎないから、指揮監督関係を肯定する要素とはいえず、また、作業時間は上記のとおり、請求人の判断で決めているとの事実から、時間的拘束性も認められず、④労務提供の代替性についても、請求人自身がCに仕事の応援を頼んだという経緯からすると、会社の指示に従ったものとはいえず、労務提供の代替性があったものと認められる。以上の事実からみて、請求人は、会社から指揮監督を受けて就労していたものとは認められないものと判断することが相当である。

エ なお、請求人が受けた報酬についても、一件記録からは、請求人が自らの判断で各日の労務を提供する時間を決定した事実がうかがわれる上、領収書でも、日額単価による「工事手間代」と記載されていることから、その性格は請負契約における報酬とみることが妥当であり、仕事の完了とは関わりなく労務の対償として支払われたものであるとみることは困難である。

オ 以上を総合すると、請求人が労災保険法上の労働者に該当するとは判断されない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。